

VIVID LETTER

障害者基本法に至るまで	1
ひとこと通信	2
各事業所の活動報告	2
報告・お知らせ	2



“VIVID”は高次脳機能障がい者の社会参加を支援する特定非営利活動法人です。

特定非営利活動法人 VIVID(ヴィヴィイ)
〒161-0033
新宿区下落合 4-20-16 ルレ目白 103
TEL : 03-5849-4831 FAX : 03-6908-3364
Eメール hbd-vivid@vivid.or.jp
HP <http://www.vivid.or.jp>

障害者基本法に至るまで

障害者基本法とは、障がいのある人が社会参加し自分らしい生活を営む上での基礎となる大切な法律です。

今回は、同基本法に至るまでの歴史を振り返ってみました。 フレッシュスタート目白・生活支援員 込山愛香

障害者基本法とは、障がいのある人が社会参加し自分らしい生活を営む上での基礎となる大切な法律です。

「障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進すること」を法の目的として、「すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」という基本理念が規定されました。そして、この考え方をもとに障害者基本計画の策定が国に義務付けられ、さまざまな制度やサービスがつくられています。

「心身障害者対策基本法」を改正する形で 1993 年に成立した障害者基本法。成立の背景には「完全参加と平等」をテーマにした国際障害者年(1981 年)の国際的潮流がありました。

また、それ以前に国内で広がった障がい当事者たちによる権利回復運動の歩みがより重要であり、このことを抜きにして基本法制定までの流れを語ることはできません。

日本の障がい者運動をつくったと言っても過言ではないのが、神奈川で結成された『青い芝の会』(日本初の肢体不自由児学校、光明養護卒業生の集まりから全国へと広がった)でした。

青い芝の会を全国的に有名にしたのが、1970 年の『障害児殺し事件』への厳正な裁判要求でした。これは、

障がいのある我が子を殺害した母親に対する減刑を要望する世論や施設充実を訴えるマスコミへの抗議活動でもありました。「殺す側と殺される側」という優生思想への抵抗、「われらは現代社会にあって『本来あってはならない存在』とされつつある自らの位置を認識し～中略～行動する」という宣言は、当時の障がい者が置かれていたすさまじい差別的な状況を反映していました。

青い芝の会に端を発し全国へ広がった自立生活運動の成果のひとつが、介護人派遣サービスを公的介護保障として国に認めさせた点です。70 年代、地域で自立生活を営む障がい者はほんの一握りでした。施設が終のすみかであることがあたり前の時代、「私を殺してからいけ」という親の必死の反対を退け、「たとえ1日でも自由な身で生きられればそれで死んでもいい」という切実な覚悟で地域へと踏み出した当事者たちにとって、自立生活の命綱である介助者は全てボランティア頼みでした。毎日が綱渡りという生活の中、都の独自事業として介護人派遣事業が創設(1974 年)され、数年後には国の事業として位置づけられました(全身性障害者介護人派遣サービス事業 1997 年)。その後、措置から契約へ(2000 年)という福祉政策の大転換、障害者権利条約の批准(2014 年)などを経て現在に至ります。

(裏面へ)